

議案第15号

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年2月17日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(守口市手数料条例の一部改正)

第 1 条 守口市手数料条例（平成12年守口市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前					改 正 後				
第 1 条から第 9 条まで 略					第 1 条から第 9 条まで 略				
別表第 1 から別表第 3 まで 略					別表第 1 から別表第 3 まで 略				
別表第 4（第 2 条関係）					別表第 4（第 2 条関係）				
略					略				
略					略				
(1) 略					(1) 略				
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物 （住宅 （人の	登録住宅 性能評価 機関等が 技術的基	略	<u>30,700円</u>	1	非住宅建築物 （住宅 （人の	登録住宅 性能評価 機関等が 技術的基	略	<u>19,000円</u>
			300平方メートル以上 <u>2,000平方</u>					300平方メートル以上 <u>1,000平方</u>	

居住のみに供する建築物（共用部分を含む。）以下この別表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この別表において同じ。）	準に適合すると認めたもの		<u>メートル未満のもの</u>	
			略	
	その他のもの	モデル建物法によるもの	略	
			300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>168,500円</u>
			略	
	その他のもの	その他のもの	略	
300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u>			<u>421,200円</u>	

居住のみに供する建築物（共用部分を含む。）以下この別表において同じ。）以外に供する建築物をいう。以下この別表において同じ。）	準に適合すると認めたもの		メートル未満のもの	
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>30,700円</u>
			略	
	その他のもの	モデル建物法によるもの	略	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>128,600円</u>
	その他のもの	略	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>168,500円</u>
			略	
			略	
	その他のもの	略	略	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>326,800円</u>

				略	
略					

備考 略

(2)及び(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたも	略	
			300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>

				<u>1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>421,200円</u>
				略	
略					

備考 略

(2)及び(3) 略

(4) 略

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたも	略	
			300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>10,100円</u>
			<u>1,000平方メートル以上2,000平方</u>	<u>16,000円</u>

の			
		略	
その他のもの	モデル建物法によるもの	略	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>84,900円</u>
		略	
その他のもの	その他のもの	略	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>211,200円</u>

の		メートル未満のもの	
		略	
その他のもの	モデル建物法によるもの	略	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>64,900円</u>
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>84,900円</u>
		略	
その他のもの	その他のもの	略	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>164,000円</u>
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>211,200円</u>

				略
略				
備考 略				
(5) 略				
項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		5,000平方メートル未満のもの	91,600円
			略	
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	5,000平方メートル未満のもの	271,200円

				略
略				
備考 略				
(5) 略				
項	区分			金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法		書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		1,000平方メートル未満のもの	<u>19,000円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>30,700円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>91,600円</u>
			略	
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	<u>128,600円</u>
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>168,500円</u>
			2,000平方メートル	<u>271,200円</u>

			略	
		その他のもの	5,000平方メートル未満のもの	600,000円
			略	

備考 略

(6) 略

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認め	5,000平方メートル未満のもの	46,400円

			以上5,000平方メートル未満のもの	
			略	
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	326,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円
			略	

備考 略

(6) 略

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認め	1,000平方メートル未満のもの	10,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円

	たもの			
			略	
2	その 他 の もの	モデル 建物法 による もの	<u>5,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>136,200円</u>
			略	
		その他 のもの	<u>5,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>300,600円</u>
			略	

備考 略

(7) 略

	たもの		<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>46,400円</u>
			略	
2	その 他 の もの	モデル 建物法 による もの	<u>1,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>64,900円</u>
			<u>1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>84,900円</u>
			<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>136,200円</u>
			略	
	その他 のもの		<u>1,000平方メートル 未満のもの</u>	<u>164,000円</u>
			<u>1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>211,200円</u>
			<u>2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>300,600円</u>
			略	

備考 略

(7) 略

別表第 5（第 2 条関係）

略

略

- (1) 法第12条第 1 項若しくは第13条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この別表において「判定」という。）又は第12条第 2 項若しくは第13条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この別表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この別表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第 1 項若しくは第13条第 2 項の判定若しくは変更の判定（以下この別表において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けよう

別表第 5（第 2 条関係）

略

略

- (1) 法第12条第 1 項若しくは第13条第 2 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この別表において「判定」という。）又は第12条第 2 項若しくは第13条第 3 項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この別表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この別表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の法第12条第 1 項若しくは第13条第 2 項の判定若しくは変更の判定（以下この別表において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けよ

とする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	<u>2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>166,200円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>351,100円</u>

うとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	<u>判定等に係る建築物の用途</u>	判定等に係る建築物の評価方法	床面積の合計	
1	<u>工場等のみのもの</u>	モデル建物法によるもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>21,600円</u>
			<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400円</u>
			<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>43,000円</u>
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>108,400円</u>
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>163,200円</u>

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>421,900円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>495,000円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>641,100円</u>
<u>2</u>	その他のもの	<u>2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>418,900円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>597,700円</u>
		5,000平方メートル以上10,000	<u>736,200円</u>

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>202,800円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>251,500円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>349,700円</u>
その他	その他のもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>26,200円</u>
		<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>35,400円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>49,100円</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>116,000円</u>
		5,000平方メートル以上10,000	<u>171,600円</u>

			平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>870,100円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>211,900円</u>
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>992,600円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>262,100円</u>
			50,000平方メートル以上のもの	<u>1,237,700円</u>			50,000平方メートル以上のもの	<u>362,600円</u>
		<u>2</u>	<u>その他のもの</u>			<u>モデル建物法によるもの</u>	300平方メートル未満のもの	<u>99,200円</u>
							300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>126,300円</u>
							1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>166,200円</u>
							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>269,000円</u>

									5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
									25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
									50,000平方メートル以上のもの	641,100円
								その他 のもの	300平方メートル未満のもの	259,000円
									300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円
									1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円
									2,000平方メートル以上5,000	597,700円

--	--	--	--

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

		<u>平方メートル未満のもの</u>	
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>736,200円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>870,100円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>992,600円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,237,700円</u>

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この別表において「省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を

2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この別表において「省令」という。）第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。

3 略

(2) 略

項	区分	金額
---	----	----

適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積。次号の表において同じ。）の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

3 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認することをいう。

4 略

(2) 略

項	区分	金額
---	----	----

	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計		<u>変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の用途</u>	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	<u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>135,100円</u>	1	工場等のみのもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>15,800円</u>
						<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>22,100円</u>
						<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>54,800円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>176,200円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>82,200円</u>

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>211,600円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>248,100円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>321,100円</u>
<u>2</u>	その他のもの	<u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>299,500円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>368,700円</u>
		10,000平方メートル以上25,000	<u>435,700円</u>

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>102,000円</u>
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>126,400円</u>
		50,000平方メートル以上のもの	<u>175,400円</u>
その他	その他のもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>18,300円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>25,100円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>58,700円</u>
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>86,400円</u>
		10,000平方メートル以上25,000	<u>106,600円</u>

			平方メートル未 満のもの				平方メートル未 満のもの	
			25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	<u>496,900円</u>			25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満のもの	<u>131,700円</u>
			50,000平方メー トル以上のもの	<u>619,500円</u>			50,000平方メー トル以上のもの	<u>181,900円</u>
	<u>2</u>	<u>そ の 他 の 物</u>				<u>モデル 建物法 による もの</u>	<u>1,000平方メー トル未満のもの</u>	<u>63,700円</u>
							<u>1,000平方メー トル以上2,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>83,700円</u>
							<u>2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>135,100円</u>
							<u>5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>176,200円</u>
							<u>10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの</u>	<u>211,600円</u>

									<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>248,100円</u>
									<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>321,100円</u>
							<u>その他 のもの</u>	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>162,900円</u>	
						<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>210,000円</u>		
						<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>299,500円</u>		
						<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>368,700円</u>		
						<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>435,700円</u>		
						<u>25,000平方メートル以上50,000</u>		<u>496,900円</u>		

--	--	--	--

備考 前号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

- (3) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。)の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。)が法第30条第1項各号に掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面

			平方メートル未満のもの	
			50,000平方メートル以上のもの	619,500円

備考 前号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。

- (3) 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。)の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画(法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この別表において同じ。)が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面

積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を
しようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応
じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等 の申請 に係る 建築物	認定等 に係る 評価方 法	床面積の合計	
1	非住宅 建築物 (住宅 (人の 居住の 用のみ に供す る建築 物(共用 部分を 含む。) 以下こ の別表 において 同じ。) 以外の 用途の みに供	登録住 宅性能 評価機 関等が 性能向 上基準 に適合 すると 認めた もの	略	
			300平方メー トル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満 のもの	<u>30,700円</u>
			略	
		その 他の もの の	略	
		モデル建 物法に よるも の	300平方メー トル以上 <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満 のもの	<u>166,200円</u>

積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を
しようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応
じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定等 の申請 に係る 建築物	認定等 に係る 評価方 法	床面積の合計	
1	非住宅 建築物 (住宅 (人の 居住の 用のみ に供す る建築 物(共用 部分を 含む。) 以下こ の別表 において 同じ。) 以外の 用途の みに供	登録住 宅性能 評価機 関等が 性能向 上基準 に適合 すると 認めた もの	略	
			300平方メー トル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> 満 のもの	<u>19,000円</u>
			<u>1,000平方</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> 満 のもの	<u>30,700円</u>
		その 他の もの の	略	
		モデル建 物法に よるも の	300平方メー トル以上 <u>1,000平方</u> <u>メートル未</u> 満 のもの	<u>126,300円</u>

	する建築物をいう。以下この別表において同じ。)		その他のもの		
				略	
				略	
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>418,900円</u>
				略	
略					

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る

する建築物をいう。以下この別表において同じ。)			<u>1,000 平方メートル以上</u>	<u>166,200円</u>	
			<u>2,000 平方メートル未満のもの</u>		
		略			
		その他のもの	略		
			<u>300平方メートル以上</u>	<u>324,500円</u>	
			<u>1,000 平方メートル未満のもの</u>		
<u>1,000 平方メートル以上</u>	<u>418,900円</u>				
<u>2,000 平方メートル未満のもの</u>					
略					
略					

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の床面積の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る

建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2及び3 略

4 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

- (4) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1及び2 略

3 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する

建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2及び3 略

4 第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

- (4) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者 前号の金額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）については、第6号の金額）のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1及び2 略

3 第1号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

- (5) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する

場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考 略

- (6) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が	略 300平方メートル以上 2,000平方	16,000円

場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考 略

- (6) 法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が	略 300平方メートル以上 1,000平方	10,100円

			性能向上基準に適合する認めたもの	メートル未満のもの	
				略	
			その他のものの	略	
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>83,700円</u>
				略	
			その他のものの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>210,000円</u>

			性能向上基準に適合する認めたもの	メートル未満のもの	
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>16,000円</u>
			その他のものの	略	
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>63,700円</u>
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>83,700円</u>
			その他のものの	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	<u>162,900円</u>

				略	
略					

備考 第 1 号の表の備考 3 並びに第 3 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第31条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	

				1,000 平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
				略	
略					

備考 第 1 号の表の備考 4 並びに第 3 号の表の備考 2 及び備考 3 の規定は、この表についても適用する。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（法第36条第 1 項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）を受けようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	

		評価方法		
1	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの		5,000平方メートル 未満のもの	<u>91,600円</u>
			略	
2	そ の 他 の も の	モデル 建物法 による もの	5,000平方メートル 未満のもの	<u>269,000円</u>
		略		
	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	5,000平方メートル 未満のもの	<u>597,700円</u>

		評価方法		
1	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの		1,000平方メートル 未満のもの	<u>19,000円</u>
			1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満のもの	<u>30,700円</u>
			2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	<u>91,600円</u>
			略	
2	そ の 他 の も の	モデル 建物法 による もの	1,000平方メートル 未満のもの	<u>126,300円</u>
				<u>166,200円</u>
	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	<u>269,000円</u>
		略		
	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	1,000平方メートル 未満のもの	<u>324,500円</u>
				<u>418,900円</u>
			2,000平方メートル	<u>597,700円</u>

			略	

備考 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(8) 略

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	<u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>46,400円</u>
		略	
2	そ モデル	<u>5,000平方メートル</u>	<u>135,100円</u>

			<u>以上5,000平方メートル未満のもの</u>	
			略	

備考 第1号の表の備考4並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

(8) 略

項	区分		金額
	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更にと認められたもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>10,100円</u>
		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>16,000円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>46,400円</u>
		略	
2	そ モデル	<u>1,000平方メートル</u>	<u>63,700円</u>

	の 他 の も の	建 物 法 に よ る も の	未満のもの	
			略	
		そ の 他 の も の	5,000平方メートル 未満のもの	299,500円
			略	

備考 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

- (9) 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の	認定に係る	認定の申	

	の 他 の も の	建 物 法 に よ る も の	未満のもの	
			1,000平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
			略	
	そ の 他 の も の		1,000平方メートル 未満のもの	162,900円
			1,000平方メートル 以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円
			2,000平方メートル 以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
			略	

備考 第1号の表の備考4並びに第3号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。

- (9) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	認定の	認定に係る	認定の申	

	申請を しよう とする 建築物	評価方法	請 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計	
1	非住宅 建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	略	
			300 平 方 メートル 以上 <u>2,000</u> 平方メー トル未満 のもの	<u>30,700円</u>
			略	
		その 他 の も の	モデル 建物法 による もの	略
			300 平 方 メートル 以上 <u>2,000</u> 平方メー トル未満 のもの	<u>166,200円</u>

	申請を しよう とする 建築物	評価方法	請 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計	
1	非住宅 建築物	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	略	
			300 平 方 メートル 以上 <u>1,000</u> 平方メー トル未満 のもの	<u>19,000円</u>
			<u>1,000平方</u> メートル 以上 <u>2,000</u> 平方メー トル未満 のもの	<u>30,700円</u>
			略	
		その 他 の も の	モデル 建物法 による もの	略
			300 平 方 メートル 以上 <u>1,000</u> 平方メー トル未満 のもの	<u>126,300円</u>
			<u>1,000平方</u>	<u>166,200円</u>

			略		
		その他のもの	略		
			300 平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円	
			略		
略					

備考

- 第1号の表の備考2及び備考3並びに第3号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。

				メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
			略		
		その他のもの	略		
			300 平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	324,500円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	418,900円	
			略		
略					

備考

- 第1号の表の備考3及び備考4並びに第3号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。

2 から 5 まで 略 (10) 法第30条第 1 項 (法第31条第 2 項において準用する場合を含む。) 又は法第36条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1 通につき 980円 以下 略	2 から 5 まで 略 (10) 法第35条第 1 項 (法第36条第 2 項において準用する場合を含む。) 又は法第41条第 2 項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとする者 1 通につき 980円 以下 略
--	--

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

第 2 条 守口市建築基準法施行条例 (平成12年守口市条例第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前			改 正 後		
第 1 条から第 4 条の 2 まで 略 (確認、検査等の手数料) 第 5 条 略 2 から 7 まで 略 8 略			第 1 条から第 4 条の 2 まで 略 (確認、検査等の手数料) 第 5 条 略 2 から 7 まで 略 8 略		
項	床面積の合計	金額	項	区分	金額
				建築物の用途	
1	2,000平方メートル未満のもの	112,800円	1	工場	19,500円

<u>2</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>181,300円</u>		等の みの もの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>27,900円</u>
<u>3</u>	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>235,400円</u>			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>70,200円</u>
<u>4</u>	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>282,500円</u>			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>105,400円</u>
<u>5</u>	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>331,500円</u>			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>131,600円</u>
<u>6</u>	50,000平方メートル以上のもの	<u>428,100円</u>			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの <u>163,300円</u>
					50,000平方メートル以上のもの <u>226,900円</u>
			<u>2</u>	その 他の もの	1,000平方メートル未満のもの <u>85,500円</u>
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>112,800円</u>
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>181,300円</u>
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの <u>235,400円</u>
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの <u>282,500円</u>
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの <u>331,500円</u>
					50,000平方メートル以上のもの <u>428,100円</u>

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第31条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

備考

- 1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（同号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネルギー法第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する

9 及び10 略 以下 略	<u>部分以外の部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u> 9 及び10 略 以下 略
-----------------------------	--

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。